

新型コロナウイルス感染症関連 支援一覧

※5月下旬現在の情報を掲載しています。内容は変更される場合があります。

区分	名称等	対象	概要	問い合わせ先
給付等	特別定額給付金	令和2年4月27日において、町の住民基本台帳に登録されている方 申請期限 8/25	対象者1人につき10万円を給付	特別定額給付金コールセンター 0120-26-0020 役場総務課定額給付金専用電話 75-5811
給付等	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）の保護者 受給者が公務員の場合のみ要申請	対象児童1人につき1万円を給付	役場福祉健康課福祉係 82-3111内線136 直通75-6205
給付等	子育て応援特別給付金	児童手当上乗せ給付金の対象外となる18歳未満の児童の保護者（令和2年3月31日基準日） 申請期限 8/31	対象児童1人につき1万円を給付	役場教育文化課子ども支援室 学校教育係 82-3111内線253 直通75-6209
給付等	子育て応援特別事業	18歳未満の子のいるひとり親世帯（令和2年3月31日基準日） 申請期限 8/31	対象世帯に2万円（商品券）を配布	
給付等	子ども応援特別事業	町内全ての18歳未満の子ども（令和2年3月31日基準日） 申請不要	1人につき2千円の図書カードを配布	
給付等	就学援助費の追加支給	経済的理由により就学が困難な児童生徒（義務教育）に対し支給する援助費支給事業の対象者 既対象者は申請不要※新規希望は申請随時受付	対象者1人につき年3万円を追加支給	
給付等	奨学金の追加給与	経済的理由により修学が困難な生徒（義務教育以外）に対し給与する坂城町奨学金の対象者 既対象者・新規希望ともに要申請、随時受付（既対象者には後日申請書送付）	対象者1人につき月5千円を追加給与	
給付等	国保・後期医療傷病手当	国保・後期高齢者医療制度の加入者が新型コロナに感染又は感染疑いにより勤務先を休まざるを得なくなり、無給・減給になった場合 対象期間あり	規定による手当金を給付	役場福祉健康課保険係 82-3111内線133 直通75-6205
貸付	生活福祉資金総合支援資金特例貸付	失業等により日常生活の維持が困難となり、生活費を必要とされている世帯 申請期限 7/31	原則3か月以内で月額最大20万円以内の貸付	坂城町社会福祉協議会 82-2551
貸付	生活福祉資金緊急小口資金特例貸付	収入減少があり、緊急かつ一時的に生活費を必要とされている世帯 申請期限 7/31	原則10万円、最大20万円以内の貸付	